

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出

現在、農事部長を通じ農業委員会委員選挙人名簿の登載申請書の提出をお願いしています。これは、「農業委員会等に関する法律 施行令第3条の規定」により、毎年1月1日現在で選挙権を有する人は申請書を農業委員会を經由し市選挙管理委員会に提出することとなっているものです。

農業委員会委員選挙人名簿に登載されていないと、選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有しませんので、申請漏れのないよう注意願います。

選挙権の要件（朝来市に住所を有する年齢20歳以上で次に掲げる者）

- 1 10%以上の農地につき耕作の業務を営む者
- 2 1に該当する者と同居の親族又はその配偶者で年間おおむね60日耕作に従事する者

遊休農地の現状と農業委員会の活動

朝来市農業委員会は平成20年から毎年、市内の遊休農地の把握を行っています。

平成21年の農地法の改正により、年1回、遊休農地の調査実施が義務付けられるなど、遊休農地対策が強化され、農業委員会がより主体的に対策に取り組んでいます。

平成22年度遊休農地の調査状況 (面積: m²)

生野地域	和田山地域	山東地域	朝来地域	合計
87,909	177,956	287,464	164,128	717,457

遊休農地の増加と農地法の改正により、朝来市農業委員会では遊休農地の指導方針や計画を策定するため、「朝来市農業委員会遊休農地対策検討委員会」を設置します。

今後、委員会により必要な調査、研究などを行い指導方針や計画について、農業委員会総会へ建議します。

利用権などによる権利設定

利用権設定…「農地を貸したい」という農地所有者と「農業経営規模の拡大を図りたい」という農業者との間に、利用権（農地の貸借権）を設定して農地の貸し借りをを行うものです。

本来、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可(3条許可)が必要ですが、『利用権設定』で貸し借りを
する場合は、農地法上の許可が不要で手続きが簡単です。

貸し手(農地所有者)…設定期間が満了すれば、貸借契約は自動的に終了し、貸した農地は確実に返還されるので安心です。また、離作料を払う必要もありません。

借り手(耕作者)…経営規模の拡大が図れ、安定的な営農計画を立てることができます。

遊休農地の調査状況 (平成22年11月末現在)

筆数	面積 (m ²)	借手数	貸手数
1,086	1,352,752	319	540

農地にかかる贈与税の納税猶予

農業を営んでいた個人が、生前にその推定相続人の一人に農地などを一括して贈与した場合に、その贈与税の納税について、贈与者の死亡等のときまで猶予される制度です。

手続きは所管税務署で行い、納税が猶予されている間は3年ごとに納税猶予の特例を受けたい旨の届出書(継続届出書)を提出しなければなりません。

贈与者又は受贈者の死亡の日まで農業を継続した場合、納税猶予税額が免除されます。

ただし納税猶予の特例を受けている農地を売買、貸付、農業経営を廃止する等により猶予が打ち切られた場合は、税額のほか、利子税などを納付しなければなりません。

農業相談会の実施

農業委員会は、毎月、農業委員による農業相談会を開催しています。農地を農地以外の目的で利用する場合は、面積の大、小にかかわらず必ず届出が必要ですので、事前にご相談ください。

なお、相談会は予約が必要です。農業委員会事務局(672-3302)まで連絡ください。相談日に都合が悪い場合は別途相談を受け付けます。

開催日	開催場所
1月27日(木)	生野庁舎2階研修室
2月24日(木)	和田山農業研修センター2階205号室
3月24日(木)	山東庁舎1階会議室